

特別区税に係る通知の公示送達

別紙に記載する者に対する特別区税に係る通知は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない等の理由により送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び豊島区特別区税条例（昭和 39 年豊島区条例第 34 号）第 6 条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該通知は、豊島区区民部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出がある場合はいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 17 日

豊島区長 高際 みゆき

No	氏 名
1.	吳 健剛